

第80回全国お茶まつり佐賀大会 協賛要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第80回全国お茶まつり佐賀大会（以下「お茶まつり」という。）の趣旨に賛同する個人、法人及びその他団体（以下「企業等」という。）が、お茶まつりに協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 協賛とは、企業等が第80回全国お茶まつり佐賀大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して、お茶まつりの準備及び運営に要する資金、物品又は役務の提供を行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 資金協賛：1万円以上の資金（以下「協賛金」という。）の提供（1万円単位）
- (2) 物品等協賛：物品の提供及び広報等（以下「協賛品等」という。）の協力
- (3) その他：前各号のほか実行委員会が特に認めるもの

(募集期間)

第3条 募集期間は、令和8年1月22日から令和8年8月31日までとする。ただし、必要に応じて期間を延長又は短縮することができる。

(協賛の申込等)

第4条 協賛金又は協賛品等の提供を申し込む企業等（以下「申込者」という。）は、所定の協賛申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に必要事項を記載の上、実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。なお、協賛品等の提供を申し込む場合は、協賛内容が確認できる計画書、見積書、仕様書等を添付するものとする。

2 前項の協賛申込書を提出した時点で、申込者は本要領を承諾しているものとする。

(協賛の承諾)

第5条 委員長は、前条の申込を承諾する場合は、その旨を申込者に通知するものとする。

- 2 承諾書が申込者に届いた時点で協賛の申込みが成立するものとする。
- 3 協賛の承諾に当たっては、協賛者が第10条のいずれかに該当するに至った場合又は第10号条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知する。

(協賛金の納付等)

第6条 委員長は、協賛金の申込みを承諾したときは、金額及び振込口座等を明示した請求書を協賛者に送付するものとする。

- 2 協賛金の納付は、原則として、一括前納により実行委員会の指定する銀行口座への振り込みによる納付とし、振込に要する手数料等は協賛者負担とする。
- 3 委員長は、協賛金を受領したときは、協賛者に受領書を交付するものとする。ただし、協賛者から受領書発行の申し出があった場合を除き、口座振替の控えをもって受領書の発行に代えることができる。

(協賛品の納入等)

第7条 受理通知を受けた物品等協賛を希望する申込者は、事務局と協議のうえ協賛品を納めるものとする。

- 2 受理通知を受けた広報等の協力を希望する申込者は、あらかじめ事務局と内容を協議し実施するものとする。

- 3 協賛品等の納品又は実施等に要する運送料、人件費等は、原則として協賛者負担とする。
- 4 事務局は、必要に応じて協賛品の受領書等を発行する。

(協賛の特典等)

第8条 協賛企業等に付与する特典は、本大会の運営に対する貢献を踏まえ、企業の価値の向上に寄与する内容をもって構成し、別紙「第80回全国お茶まつり佐賀大会の協賛区分と特典」（以下「特典一覧」という。）により区分する。ただし、物品等協賛の場合は、申込者がその内容から換算した金額を事務局が確認し、協賛金相当額として特典を付与する。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、その全てを本大会の目的達成のために使用し、目的外の使途には一切使用しないものとする。

(除外規定)

第10条 以下に該当する場合は協賛を受理しないものとする。

- (1) 暴力団関係者
- (2) 公序良俗違反
- (3) 政治・宗教活動を目的とするもの
- (4) 広告として適さない内容（誇大表現、風俗関係等）

(不可抗力等)

第11条 天変地異、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他実行委員会及び協賛者の責めに帰すことができない理由により、「第80回全国お茶まつり佐賀大会」の一部若しくは全部の実施が不可能となった場合であっても、実行委員会及び協賛者は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月22日から施行する。